

令和6年度まちのスマート化に向けたスマートポール・センサー活用促進補助事業  
実施要綱

令和6年7月18日

(目的)

第1条 本要綱は、令和6年度まちのスマート化に向けたスマートポール・センサー活用促進補助事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱におけるスマートポール及びセンサーの定義は、別に定める。

(事業実施者の役割)

第3条 本事業により、スマートポール又はセンサーの活用を行う事業者（以下「事業実施者」という。）は、区市町村、政策連携団体、都市再生推進法人（以下「区市町村等」という。）又は区市町村等の課題解決に向け、連携してスマートポール又はセンサーの整備及び運営を行う企業等の連携体（以下「企業等」という。）とする。

2 区市町村等は、本事業において次に掲げる事務を実施する。

- (1) スマートポール又はセンサーの本体及び各種搭載機器の製作及び設置
- (2) 設置したスマートポール又はセンサーの保守、管理及び運営
- (3) オープンデータ化に向けた検討への協力及び都のセンサーデータ可視化システムや東京データプラットフォームとのデータ連携
- (4) まちのスマート化の促進に関する達成状況を明らかにするために都と連携して行う、スマートポール又はセンサーを活用した地域課題解決等の各種検証

3 企業等は、本事業において前項第1号から第3号までに掲げる事務のほか、次に掲げる事務を実施する。

- (1) 5Gアンテナ基地局設置に向けた通信事業者との調整
- (2) まちのスマート化の促進に関する達成状況を明らかにするために都及び区市町村等と連携して行う、スマートポール又はセンサーを活用した地域課題解決等の各種検証

(都の役割)

第4条 都は、本事業において次の各号に掲げる取組を実施する。

- (1) 事業実施者が行う、スマートポール又はセンサーの製作及び設置に係る経費の一部補助
- (2) 事業実施者がスマートポール又はセンサーを都施設に設置する場合の関係部局との

#### 調整に係る支援

- (3) 事業実施者が行う、地域課題解決等の各種検証に関する評価
- (4) 事業実施者が地域課題解決等の各種検証を行う際に必要となる都関係部局等との連携に係る支援

#### (財産の所有権等)

第5条 スマートポール又はセンサーの本体及び搭載する機器の所有権並びに搭載する機器から取得されるデータに関する一切の権利は、事業実施者たる区市町村等又は企業等に帰属する。

- 2 企業等は、前項のデータを無償で都及び機器が設置された地域の区市町村等に提供するものとする。
- 3 都及び区市町村等は、前項の規定により提供を受けたデータを無償で利用できるとともに、自由に加工、分析、編集等を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定によりデータの加工、分析、編集等を行うことにより得られた派生データに関する権利は、都及び区市町村等に帰属する。

#### (公募)

第6条 知事は、本事業を実施する事業実施者を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、事業提案書を作成し、事業提案申請書（別記第1号様式）と共に、これを知事へ提出しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、公募に必要な事項は、知事が別に定める。

#### (審査会及び事業実施者の決定)

第7条 知事は、前条第2項の規定により提出された事業提案書について、別に定める審査会で審査し、事業実施者を決定する。審査結果は、決定通知書（別記第2号様式）により事業実施者へ通知する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、事業実施者が本事業を実施するに当たり必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、事業実施者が企業等の場合、当該事業実施者がスマートポール又はセンサーを設置する予定の地域の区市町村等に対し、本事業への参加の意向確認及び事業提案書に関する意見照会を行う。
- 4 審査会の開催及び事業実施者の決定に関して必要な事項は、知事が別に定める。

#### (協定の締結)

第8条 都と事業実施者（事業実施者が企業等の場合は、当該事業実施者がスマートポール又はセンサーを設置する予定の地域の区市町村等を含む。）は、第6条第2項の規定によ

り提出された事業提案書及び第7条第2項の規定により知事が付した条件に基づき、協定を締結するものとする。

(事業計画書等の提出)

第9条 事業実施者は、前条の協定締結後、速やかに知事へ事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、前項に規定する事業計画書と併せて、スマートポール又はセンサーの設置に係るセキュリティ計画及びプライバシー計画を知事へ提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項により提出された事業計画書並びに前項により提出されたセキュリティ計画及びプライバシー計画を承認した場合は、事業計画書等承認通知書(別記第3号様式)により事業実施者へ通知する

(事業計画書の変更)

第10条 事業実施者は、前条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、あらかじめ知事に報告しなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、協定変更承認申請書(別記第4号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を受けなければならないものとする。

(1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。

(2) 第7条第2項の規定により知事が条件を付した場合において、事業内容の変更によって、当該条件を満たさなくなるおそれがあるとき。

2 知事は、前項の申請について承認した場合は、協定変更承認通知書(別記第5号様式)により事業実施者へ通知する。

(事業の中止)

第11条 事業実施者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(別記第6号様式)により知事へ申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第7号様式)により事業実施者へ通知する。

(協定の解除)

第12条 知事は、事業実施者が正当な理由なく第9条に規定する事業計画書の遂行に著しい支障を生じさせたことにより、事業の遂行が困難となったと認めた場合には、第8条の規定により締結した協定を解除することができる。

(実施期間)

第13条 都が事業実施者に対して行う、次の各号に掲げる支援又は評価の期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第4条第1号の規定による経費の一部補助に係る支援 協定締結日から令和7年3月31日まで
- (2) 第4条第2号及び第4号の規定による支援 協定締結日から令和11年3月31日まで
- (3) 第4条第3号の規定による地域課題解決等の各種検証に関する評価 協定締結日から令和11年3月31日まで

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。